

以下の業務に従事する期間が通算して5年以上であり、  
かつ従事した期間が900日以上である者

別表1 国家資格等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事する者

【甲】		【乙】				【丙】	
コードNo.	職 種	コードNo.	職 種	コードNo.	職 種	コードNo.	職 種
1001	医師	1003	薬剤師	1011	義肢装具士	1019	社会福祉士
1002	歯科医師	1004	保健師	1012	歯科衛生士	1020	介護福祉士
		1005	助産師	1013	言語聴覚士	1021	精神保健福祉士
		1006	看護師	1014	あん摩マッサージ指圧師		
		1007	准看護師	1015	はり師		
		1008	理学療法士	1016	きゅう師		
		1009	作業療法士	1017	柔道整復師		
		1010	視能訓練士	1018	栄養士（管理栄養士を含む）		

- ※1 国家資格等の資格に基づく当該資格に係る業務とは、免許（資格免許証、資格登録証）等に記載された登録年月日以降に従事した業務のことです。
- ※2 実務経験期間には、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に認められないので注意して下さい。

別表2 相談援助業務に従事する者

コードNo.	職種	施設等の種別
2001	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
2002	生活相談員	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
2003	生活相談員	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
2004	生活相談員	介護保険法第8条27項に規定する介護老人福祉施設
2005	支援相談員	介護保険法第8条28項に規定する介護老人保健施設
2006	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
2007	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援
2008	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援
2009	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業

※第21回（平成30年度）より、国家資格に基づかない介護業務や別表2以外の相談援助業務については、従事期間に含まれなくなりましたのでご注意ください。